

## 「第2期教育振興基本計画の策定に向けた基本的な考え方」に対する意見

平成24年2月24日

一般社団法人国立大学協会

第2期教育振興基本計画は、日本の未来を左右する計画である。グローバル化、少子高齢化、厳しい経済環境に加え、東日本大震災からの復興などの困難な状況を克服し、わが国の再生と持続的発展への具体的施策が求められている中、本計画が国民の力を結集する実効ある計画となることを強く期待する。この立場から、現在提案されている基本的な考え方に対して、次のような意見を申し上げる。

### 1. 第2期計画のコンセプトについて

#### (1) 未来を構築する覚悟とより強いメッセージを

示された計画では、国としての、また国民の未来への取組への強い意識と内容を見いだすことができない。コンセプトの設計にあたって、「グローバル化」「産業空洞化」「生産年齢人口減少」の言葉でわが国の困難な状況を示しつつ、困難な中でどう耐えて生き延びるのかという姿勢に留まっている印象を受ける。「生き抜く力」など個人の「サバイバル」の意識のみが強く出ている印象である。「今後も進展が予想される少子高齢化や長寿化を踏まえれば」という記載に象徴されるように、日本社会の現在の困難が為す術も無く、今後も続くとする前提で方策が構想されているように思われる。

本基本計画においては、さらに踏み込んで社会構造の改善・改革に果敢にアプローチする立場で計画を立案されたい。

とりわけ、「少子化」や「男女共同参画推進」などの、社会の計画的取組、国民の継続的な忍耐強い取組によって克服すべき、また克服可能なわが国の必須課題に対し、現下の状況をもたらしている社会構造の改善・改革に積極的かつ果敢にアプローチする取組や施策を含んだ計画を立案いただきたい。

#### (2) 教育成果の保障（保証）に関して

今後5年間に実施すべき教育上の方策について、成果目標、測定指標を検討し計画に盛り込むとあるが、教育成果の保障（保証）は教育にあたる各大学が主体的に責任を負うべきことを確認すべきである。すでに、学問分野の特性に応じて、大学を越えた共通試験等が導入され、学協会等において教育成果の保証のあり方について検討が進められるとともに、各大学においてもそれらの状況を踏まえつつ、それぞれの教育目的を踏まえた達成度評価の検

討、導入が進められている。各大学において個性化、多様化の努力が進展している状況において、一律に数値目標を設定することはこの流れに逆行するものであり、それぞれの大学の機能強化の努力を妨げる恐れがある。

また、教育の成果を短期間で測ることは望ましくなく、大学が学部と大学院で構成され、大学院進学者が増えている昨今、卒業・修了するまでの標準修業年限が計 9 年かかることや、国立大学法人の中期目標期間は 6 年、大学の認証評価は 7 年のスパンで行われていること、さらに成果は卒業後の進路状況にも関わることを踏まえると、特に高等教育に係る部分について 5 年という短期的なスパンでその成果を評価することは困難である。

### (3) 東日本大震災の教訓をもっと活かして

東日本大震災に関しては、さらに一步踏み込んで、その教訓を活かして今後の教育の姿と教育的ニーズや医療体制等を国民に対して明確に示し、学校や国立大学附属病院が地域の拠り所である事実を踏まえて、教員養成や医師養成及び技術者養成を含む教育施策が社会と国民に直接関与することを強調すべきである。

とりわけ、国立大学は学生の 6 割以上が三大都市圏以外の地域に所在する大学に在籍しており、地域における大学教育の機会提供とともに、地域文化や産業振興の拠点として貢献していることから、地域の視点に立った計画立案に特に留意すべきである。

### (4) 教育システムの複線化に対する基本姿勢の明示を

かつての単線的な教育システムとは異なり、中等教育学校や高等専門学校などの高等教育へ接続する教育システムが複線的になる中で、どういう形が望ましいのか、それをどう活かしていくのかについても触れることが必要である。

また、高等学校卒業後の若者の修学環境が大学のみを想定した計画となっており、専門学校等への進学者に対する計画が欠落しているという印象を受ける。教育振興基本計画の策定にあたっては、社会全体でこの計画を考えることが肝要であり、特に具体の施策を検討する際には、個別学校種ごとに策定される傾向が見られることから、総ての国民の教育を確実に視野に入れて描かれることを強く要請する。

さらに、大学院に関しては、文部科学大臣が平成 23 年 8 月に決定した第 2 次大学院教育振興施策要綱を踏まえた内容とするべきである。

(5) 生涯学習社会構築の姿勢をより明確に

学習者を主体とした学習文化の振興が必要であり、成人・企業人あるいは退職した後も学習を継続する学習者を支援する制度の充実による生涯学習社会の構築や、仕事、家庭生活、地域活動のワーク・ライフ・バランスの重要性にも触れるべきである。

2. 第2期教育振興基本計画における大学が果たすべき役割について

(1) 大学の役割の確認を

教育基本法第7条では、大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする<sup>とされ、同時に、大学の自主性、自律性、教育研究の特性を尊重することを求めている。</sup>第2期教育振興基本計画を策定する上で、この精神に立ち返り、各種の制度構築、資金配分等も含め、ゼロベースでの検討が必要であると考える。

(2) 国立大学の公共的役割をより明確に

わが国は次世代を担う卓越した人材の育成を計画的に実現できる公的な教育研究組織を確実に整備し、その機能を抜本的に強化することが不可欠である。そのため、国立大学協会では、昨年6月に「国立大学の機能強化」を国民に約束したところである。

国立大学は、その公共的役割にかんがみ、一つの有機的な連携共同システムとして、①卓越した教育の実現と人材育成、②学術研究の強力な推進、③地域振興の中核拠点としての貢献、④積極的な国際交流と国際貢献活動の推進の4つの機能を重点的に強化することを目標として全力を尽くしているところである。こうした考え方は、「第2期教育振興基本計画の策定に向けた基本的な考え方」の中にも散見されるところであるが、「基本的な考え方」にある今後の教育行政の方向性を推進する上で、国立大学の機能強化は不可分の関係と考える。

(3) 国立大学の機能強化のために

国立大学の機能強化を実現するために、国立大学協会では、現行の学生納付金の方針の堅持や経済的困窮学生に対する奨学金や授業料免除の拡充など国立大学における教育の機会均等の実現の支援、制度の見直しなど機能強化を促進するための環境整備、大学の個性伸長・機能強化に真に資する評価システムの改善、財政基盤の安定化と財務システムの見直しなど、国立大学

が行う機能強化の努力を、政府はあらゆる側面から全力で支えることを提言している。前述のことを踏まえると、これらの点については、今後、次期計画における成果目標や具体的方策等を策定する上で十分に配慮されるべきである。

特に、財政基盤の強化については、大学の組織・経営基盤の強化とともに重要であり、より個性豊かな魅力ある国立大学を実現する国立大学法人法の精神とも相まって、是非盛り込むべきと考える。

### 3. 実効ある基本計画とするために

#### (1) 十分に裏打ちされた検証に基づく計画策定を

第2期の計画は、現行の第1期計画の実施結果の検証を受けた内容にするべきである。第2期教育振興基本計画では縦接続とともに横接続を重視することが書いてある。横断型も大事であるが、第1期の検証を踏まえた計画とするべきである。その際、未来指向の検証とするためには、個別事項の実施の有無など断片的検証に陥ることなく、計画の理念や精神に立ち返り、計画の成果(アウトカム)の評価や第1期計画の妥当性の反省的評価をすること、それらの検証プロセスが可視化され、透明性を持つことが必須である。

なお、現行計画において「今後10年間を通じて目指すべき教育の姿」として、①義務教育修了までに、すべての子どもに、自立して社会で生きていく基礎を育てる、②社会を支え、発展させるとともに、国際社会をリードする人材を育てる、の2点が示されている。第2期の計画は、その中間時期である5年時点で改訂するものであるため、この「今後10年間を通じて目指すべき教育の姿」そのものについても、十分に検証の上、維持するのか、変更するのか明確に記述するべきである。

#### (2) 計画の実効性を担保するために全省庁の連携を

教育の課題が国民、政府、行政全体の課題であることから、計画策定段階から関係省庁を巻き込んで、緊密な連携と協働の下で検討を進めるべきである。このことにより、計画における数値目標や政策が具体的となり、実現を国民に約束することができる。横串の取組を実質的に行っていただきたい。